

鎌倉期の吉川氏に関する基礎的考察

歴史学教室 錦 織 勤

一. はじめに

鎌倉期の在地領主研究上の重要テーマである譲与のあり方、東国から西国への移住（西遷）等に関する研究は少なくないが、その基礎となる各氏族の動向については、あいまいな点を残したまま論じられている傾向がある。そこで、本稿では上述の諸問題に正しく迫るための基礎的作業の一つとして、鎌倉期（主として鎌倉末期）～南北朝初期の吉川氏の動向の解明を試みることにしたい。

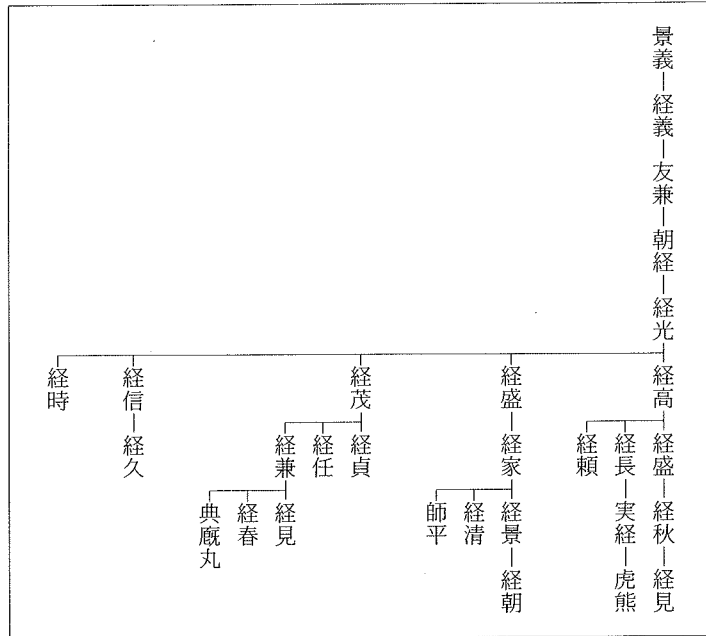
吉川氏にはまとまった史料が残され、かつそれが早期に刊行されている⁽¹⁾のにもかかわらず、これを対象とした研究はさほど多くない。特に本稿で対象とする時期の吉川氏について、多少なりとも論じたものとしては、管見の範囲では次の8編の著書・論文があげられるにすぎない。

- (1) 瀬川秀雄氏『吉川元春』
- (2) 小林宏氏「南北朝・室町期における安芸国吉川氏の動向について」
- (3) 太田順三氏「鎌倉期の荘園と勤農（1・2）」
- (4) 東郷松郎氏「鎌倉時代における神護寺領福井荘の荘域について」
- (5) 『兵庫県史（第2巻）』
- (6) 水野恭一郎氏「播磨国福井荘と吉川氏」
- (7) 今井林太郎氏「神護寺領播磨国福井荘」
- (8) 『大朝町史（上巻）』

これらによって明らかにされたところは数多いが、共通してある欠陥を内包しているように思われる。その第一は、吉川氏の全体の流れ——なかの一つの家の動きでなく——を追うという面に欠ける、もしくは乏しいという点である。勿論、これは史料の残在状態に強く制約される問題である。現在残されている史料は、吉川氏全体のそれではなく、その一つの系統に伝えられたものだけではないから、自然、他の系統については把握し難いという状況が生まれてくることは、致し方のないところである。これは吉川氏に限ったことではなく、一般に鎌倉期の武士団研究の隘路ともいべきものである。しかし、全体の流れを考えることなくしては、その中の一流の動きを正確にとらえ難いことは当然であり、史料上の制約はあるが、なおかつ全体を考える努力を惜まないことが必要とされているのではなかろうか。

第二の点は、系図類を無批判に受け入れ、それに基づいた記述がなされていることである。吉川氏の系図は、少なくとも現存のものは近世以降に作られたものである⁽¹⁰⁾あるいは現存系図が、その

第1図 吉川系図（徴古館蔵「吉川家御系図」）



当時伝えられていた古い系図をもとにして作成された可能性があるとしても、うのみにせず批判的に使用するという姿勢が望まれることは言うまでもない。

以上の点に鑑み、本稿では次の2点に留意しつつ、吉川氏の動向について考察を進めていきたい。第一は、できる限り全体の流れの中で考えるという点であり、第二は、可能な限り確実な史料にのみ基づいて立論するという点である。史料の制約などから上の2点が完遂できるわけではないが、常に念頭に置きながら論を進めていきたい。

具体的に個々の問題に入る前に、前提となる諸事実を確認しておこう。『尊卑分脈』によれば、吉川氏は藤原南家の出で、駿河国入江庄の入江氏の庶家にあたる。そして経義が同庄内吉川村（現清水市吉川）を領して吉川を名乗ったのが初めとされている⁽¹⁾。その子友兼は正治2（1200）年正月に、謀反を起こした梶原景時の子景茂を討ったが、自らも討死し、その功により子の朝経（初め経兼）に播磨国福井庄地頭職が与えられた⁽²⁾。さらに朝経の子経光は承久の乱の戦功によって安芸国大朝本庄を獲得する⁽³⁾。ここに吉川氏の所領は知られる限り、吉川村・福井庄・大朝本庄の3ヶ所となったのである⁽⁴⁾。

それではこれがどのように相続されていくのか。それをめぐって人々はどのように動いたのか、というような点について、次章以下で考えていくことにしたい。なお便宜上、経高・経盛・経茂の各系統ごとに考察を進めることにする。

二. 経高系の所領相続

経光から経高への譲与を示すものは残されていないので、⁽¹⁵⁾経高から子息への譲与を通して復元的に考えるほかない。経高から子息らへの譲与を示すものとして、次掲の6通の譲状・置文がある。

(a) 正和元(1312)年10月18日 吉川一心(経高)譲状⁽¹⁶⁾

わうくま(王熊=経長)⁽¹⁷⁾に福井庄東保上村のうちの一心知行分の屋敷・給田を譲与。

(b) 元応元(1319)年10月3日 吉川一心譲状⁽¹⁸⁾

ますくま(益熊=経盛)⁽¹⁹⁾に大朝本庄枝村・田原・竹原等10ヶ村の田畠ならびに材木山を譲与。ただし、編者によれば外題の金沢貞顕の花押に疑点あり。

(c) 元応元年10月3日 吉川一心譲状案⁽²⁰⁾

益熊に大朝本庄内の田原・竹原を譲与。

(d) 元応元年10月3日 吉川一心譲状⁽²¹⁾

王熊に大朝本庄枝村内・大塚・妻鹿原を譲与。

(e) 元応2年11月18日 吉川経頼置文⁽²²⁾

大朝本庄枝村内の名田6町7段を経高遺言により経高後家に譲与。ただし、後家一期の後は益熊に譲る。このほか1町5段も後家に譲渡す。このうちの5段は一期の後に益熊に与える。残り1町は経頼へ。

(f) 貞和7(1351)年6月11日 尼良海(経茂後家)置文⁽²³⁾

「をあさのなるたきの一心のゆつり」。すなわち一心から経茂への大朝本庄鳴瀧の譲状。ただし、譲与年月日不明。

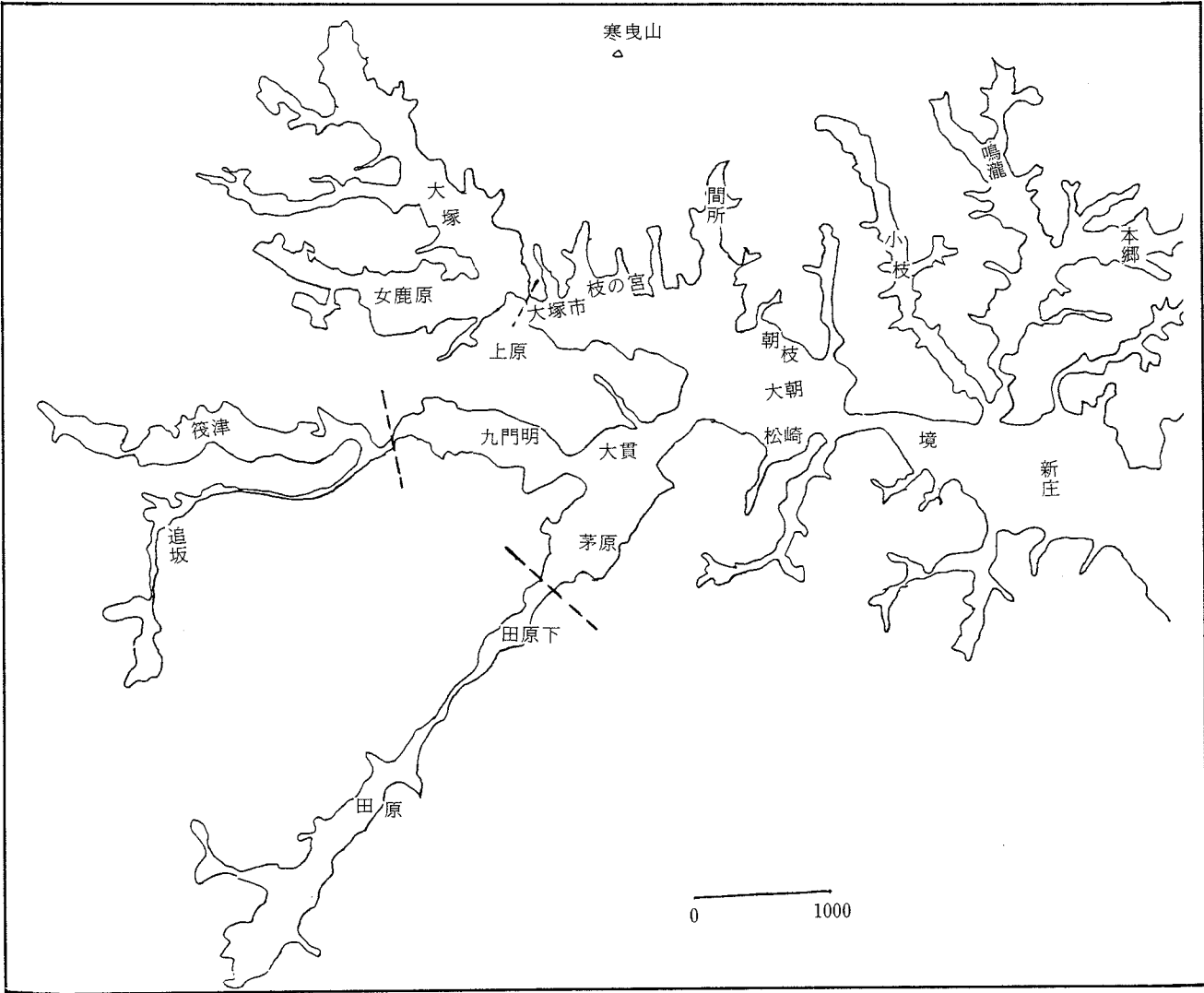
これまでの研究では、経高から子息への譲与については、主として(b)に基づいて立論されている。そこで経高の所領はほとんど経盛が相続したものとされ、他の史料はあまり顧みられなかったといっている⁽²⁴⁾ところが、経盛への譲状としては外にも同じ日付の(c)がある。しかも両者は内容が大きく異なるが、後の諸史料と比べると(c)の方が妥当なものと解される⁽²⁵⁾それに、(b)は外題の金沢貞顕の花押に疑問ありとされており、おそらく後の作成になる偽文書である⁽²⁶⁾従って、正しくは(b)を除外し、残り5通の文書を総合的に考えなければならなかったのである。

まず話を大朝本庄にしぼって進めていきたい。経盛は田原・竹原二ヶ村と枝村内に若干の田畠を与えられ——(c)・(e)——、経長は枝村内(の田畠)と大塚・妻鹿原二ヶ村を相続した——(d)——。また経茂は鳴瀧村⁽²⁷⁾を譲与されている——(f)——。(c)~(f)にみえる大朝本庄内の村名は以上6ヶ村であるが、それでは経盛・経長が大朝本庄内の大部分を相続したものであるとしていいのであろうか。

鎌倉期の大朝本庄を構成する村について窺わせるものは、正和2(1313)年4月20日「関東御教書⁽²⁸⁾と前の(b)の譲状である。そこには、ともに経高の知行地として大朝本庄内枝村・田原・竹原・大抜・平屋・大塚・妻鹿原・小枝・朝枝・鳴瀧の10ヶ村がみえる。この10ヶ村が大朝本庄のすべてなのか、あるいはその一部なのかは、この文書自体からは明らかでないし、それ以上に問題なのはこの2通の文書がいずれも明らかな偽文書であることである〔前述のところ、および註(15)・(20)参照〕。

しかし、この2通は経盛系の子孫が大朝本庄全体の知行を主張するために作成した一連の偽文書のうちの2通なのである⁽²⁹⁾から、実在しない村名を記しては意味がなくなるかと思われる。従って、ある時期に実在した村とみることは許されよう。問題はその作成当時の村と鎌倉末の村とが一致するかどうかであるが、田原・竹原・大塚・妻鹿原・鳴瀧・枝村の6ヶ村については、既述の如く鎌倉末にその存在が確められる。また大抜(貫)村も正平22(1367)年8月4日「吉川経名置文⁽³⁰⁾にみえるから、これも鎌倉末に遡りうるとみてよかろう。残る3ヶ村についても、小枝・朝枝は現在も各々一つの谷の名称として遺されていること、平屋村も田原・竹原・妻鹿原の範囲確定作業(後

左図の線は、田と山の境の線である。



第2図 大朝本庄

述)の結果から、その所在がほぼ推定可能であることから、鎌倉末に実在したと認めて良いと思われる。そして、既述のように、大朝本庄全体の知行を主張するために作成されたものと考えられるから、10ヶ村は当庄の全貌を示すものとみて差支えなからう。⁽³¹⁾

さて話を元にもどせば、経盛・経長の相続した4ヶ村は村の数からいえば当庄の40%にすぎないということになる。しかし、村の数は一応の目安とはなりえても、絶対的な決め手にはならないといえる。そこで、次にこの4ヶ村の範囲を地図上に確定する作業を試みることにしよう。

前の10ヶ村のうち、2万5千分1の地図上にその地名を遺しているのは、田原・大塚・妻鹿原・小枝・朝枝・鳴瀧の6ヶ村である。そのほか、大抜(貫)という地名は『芸藩通志』巻56に見出せる(図2に示した辺り)し、『大朝町史(上巻)』にも九門明の近辺の地名として遺っていると記されている(138頁)。さしあたり明らかになるものはこの7ヶ村であるが、残る平屋・竹原・枝村についても、(c)(d)の譲状に記された四至記載から明らかになるところがある。

(c)に記された田原・竹原の四至は次のようなものである。

ひんかしハ、たきんせのしものわたを、ひらやのはらのミね、むしつミのミねをかきる
(志路原) (行見) (峠) (峠) (限)

みなみは、しちわらゆわみかミちのたわをかきる

にしハ、ほしこミのはらより、あかつたにのたわたかふしへつゝきたるミねをかきる

きたハ、たかのすより、いわつきへつゝきたるミねをかきる

また(d)には、大塚・妻鹿原の四至が以下のように記されている。

ひんかしハ、えたのミやのはゝすへのわたせをかきる

みなミハ、たかのすのミね、いわつきへつゝきたるミねをかきる

にしハ、いちきをかきる
(市木)

きたハ、いちきミさかかんひきのこしをふんにかきる
(寒 奥)

まず注目すべきは、田原・竹原の北の堺と、大塚・妻鹿原の南の堺が一致していることである。つまり両者は堺を接して南北に位置していたのである。ところで、田原・大塚・妻鹿原は現在のその地名の辺りであることは明らかである。とすれば、竹原は3ヶ村の間に位置する現在の筏津の辺であったことは間違いない。⁽³²⁾また平屋村について、『大朝町史(上巻)』は、田原・竹原の東の堺に「ひらやのはらのミね」とあることを根拠に現在の茅原あたりとする(140頁)。妥当なものと思われる。以上のことから、田原・竹原は図2に示した地域と考えて誤りないと思う。⁽³³⁾大塚・妻鹿原についても、東の堺が「えたのみや」(枝の宮)であるから、これも図に示した範囲とすることができる。なお、『大朝町史(上巻)』は枝村をこの枝の宮・間所あたりとしている(140頁)。

さて、現在の地名への比定作業を通して明らかになったところでは、田原・竹原・大塚・妻鹿原の4ヶ村は大朝本庄の周辺部分に位置し、面積的にも他の諸村と比べてとりわけ広いということもなさそうである。であるとすれば、大朝本庄の中心部を含む、ほかの諸村(ただし鳴瀧は経茂が知行している)は、経高から誰れに譲られたのであろうか。それとも経高自身も上の4ヶ村と鳴瀧・枝村の一部以外には知行していなかったのであろうか。この点について、項を改めて考えることにしよう。

2

前の問題については(e)の史料が手懸りを与えてくれる。まずその全文を掲げよう。

ゆつりまいらせ候あきのくにをあさのほんしやうゑたむらのうちのミやうてんの事

ミきゑたむらのうち、もりひろミやう、くにやすミやうのあいたに、たいんちやう、たけみつミやうのならひ、しんさへものつくり、すけたらうかむねくににミやうのうちに、にちやう、又五郎入たうかやしきためやすに五たん、さねまさミやうに、にちやう四たん、もりくにミやうのうちに、八たん、このミやうてんハ、こけ御ふんとして、御いちこの>ちわ、ますくまにゆつりたふへきよし、こ入道殿之御ゆいこんにおほせをかれたるによりて、そのま>にゆつりまいらせ候也、このほかさふらうたいうかたかひろのミやうのあいたに、いんちやう五たんも御け御ふんにて、五たんをは御いちこの>ちハ、ますくま殿にたひ候、いんちやう下てんにて候はんをは、御いちこの>ちハつねよりにゆつりたひて候也、かつうハますくまとの>ふん、たわら、かたわら、わうくまとの>ふん、をうつか、めかわら、てらはらのねうハうのふん、さうけんたミやう、ちやうらう御せんのたけみつミやういけのところところこ入たう殿のゆつりしやうにまかせてしさいを申へからず、よてゆつりしやうくたんのことし、

けんをうにねん十一月十八日

きんかハのこ二郎つねより（花押）

この内容は次の通りである。

- (i) 大朝本庄枝村の内のもりひろ名、くにやす名の中に田1町、たけみつ名のならば、新左衛門作、すけ太郎むねくに2名の内に2町、又五郎入道屋敷ためやす名に5段、さねまさ名に2町4段、もりくに名内に8段、以上の6町7段は「経高後家分として知行し、後家一期の後は益熊（経盛）に譲るべし」という故入道（経高）の遺言に従って、経頼が経高後家に譲与。
- (ii) この外、三郎大夫たかひろの名の間の1町5段は後家分として知行する。後家一期の後は、このうちの5段を益熊に与え、残る下田1町は経頼に譲られるべきである。
- (iii) 益熊の分である田原・竹原、王熊（経長）分の大塚・妻鹿原、寺原女房分のそうけんた名・ちやうらう御前のたけみつ名以下の所々については、経高の譲状に任せて経頼は異論を申し立てない。

以上のことを経頼が置文として確認しているものである。

(i)・(ii)の田地は、内容からみて一旦経頼に譲渡されていたのが、その後の経高遺言に基づいて、経頼から後家（その後は益熊）へ譲られたものであることは明白である。ところで、経頼が益熊・王熊分の4ヶ村について子細を申さないと約していることから、この諸村についても(i)・

(ii)と同様の事情を続みとすることはできないだろうか。すなわち、経頼が相続するはずであったものが、益熊らに譲り直されたことが背景にあるとみることはできないであろうか。勿論、(iii)の文言はただ単に、幼少の益熊らに対して年長⁽³⁴⁾の経頼が保障を与えたにすぎないという可能性もある。しかし、後述のごとき事情から、上のように判断することが許されるように思う⁽³⁵⁾。

少なくとも(i)・(ii)についての推定は確かである。それでは一体なぜそのような入り組んだ譲与をしたのであろうか。このことを直接示すものはないが、一定の推測は可能である。手懸りとなるのはこれらの人々の年令に関する事実と推論である。

経高は経光の子であるが⁽³⁶⁾父の経光に関しては、承久の乱(1221年)に参加したこと⁽³⁷⁾文永4(1267)年2月17日～同5年7月18日の間に死没していることが知られる⁽³⁸⁾当然、経高は文永5年以前の出生ということになり、(c)・(d)の譲状が書かれた元応元(1319)年には、少なくとも51才以上であったことは明らかである。しかも、父経光は承久の乱時には既に成人していたとみられる⁽³⁹⁾このことから計算すれば、経光の死亡年令は62才以上と見当をつけることができる⁽⁴⁰⁾とすれば、経高が父の死去の直前に生まれたとは考え難く⁽⁴¹⁾自然、元応年間の経高の年令も50才代の前半というこ

とはなかったと推定される。

一方、益熊・王熊ともに元応2（1319）年には未だ幼名であるから、彼らの出生年代はおおよそ推測することやできる。おそらく現在残る史料上で、初めて王熊に所領が譲られている正和元（1312）年——前出(a)——をさほど遡らない頃の誕生とみて大過なからう。とすれば、2人は経高にとってかなり年とってからの子息ということになる——少なくとも40才過ぎてからの誕生は確実である——。

益熊らが40才過ぎてから生まれたということになれば、その以前に他の男子（実子・養子を問わず）へ譲状が書き与えられていなかったとは考え難い。その際、当然田原・竹原ら4ヶ村も誰れかに譲られていたとみることができる。このことと、(c)～(e)の内容を考慮すれば、(e)の置文をめぐって次のような事態が想定されよう。

益熊・王熊出生以前に、経高は所領の大部分を経頼に与えるという譲状を書いていた。ところが、その後二人が生まれた（おそらく経頼とは他腹であろう）ので、経高は譲状を書直し、一旦経頼に譲ることにしていた所領のうち、田原・竹原を益熊に、枝村内（の田島）・大塚・妻鹿原を王熊に相続させることにした。経頼はこれを受入れ、また経高の死後、彼が遺言で指示していた枝村名田の7町余も後家（そののちは益熊）に譲り渡した。というような経緯である⁽⁴²⁾

ところで、その譲り直しに経頼が抵抗、もしくは難色を示した形跡は、少なくとも現存史料上には見出せない⁽⁴³⁾このことは、当時の親権の強さもさることながら、むしろ経頼の手元になおかなりの所領が留保されていたことを窺わせるものではなからうか。言い換えれば、大朝本庄の残る5ヶ村のうちのいくつか——おそらくその大半⁽⁴⁴⁾——の村については、経頼の知行分として残されていたと考えられるのではなからうか。決め手に欠ける話ではあるが、このように考えることによって多くの史料が無理なく解釈しうるようと思われる。また、現存の吉川家文書中に経高以前の文書がほとんど残されていないことも、上のように考えると説明が容易になる。すなわち、所領の中核部分とともに重代の文書も経頼が相続したが、後にその系統が絶えたため⁽⁴⁵⁾文書も伝わらなかった、と。なお、この推測が認められるならば、当然、経高は大朝本庄のほとんどの部分を相続していたと考えてよいことになる。

3

これまで経頼・経茂と経高との関係については全く触れずに論を進めてきたが、この問題にも一応の答えを出しておく必要がある。本項ではこの点と、系図上経高の弟とされる経信・経時に関しても、ごく簡単にではあるが触れておくことにしたい。

経頼については諸系図は経高子息としており、前に検討した(e)の置文の内容もこれと符合するから、経高息としてよいと思われる。なお、諸系図は経頼を経盛（益熊）・経長（王熊）の弟とするが、実は経頼が兄であることは前述のところから明らかである。

経茂は諸系図では経高弟とされる。これを直接否定するものはないが、次の2つの事実はこれに強い疑問をいだかせるものである。第一は、鳴瀧村が経高から経茂に譲られたこと——前出(f)——である。勿論、兄から所領譲与を受けることはしばしば見られることである。従って、経茂が弟であることを否定する材料としては弱い。しかし、次の第二の点を考えあわせると、上の事実は無視できないように思われる。

第二の点とは、経高・経茂らの年令に関する事実である。経光が文永4（1267）～5年に死没し

ており、その折りに年令は60才以上であったと考えられること、経高は元応元（1319）年段階では少なくとも51才以上、しかも50才前半ということにはなかったと推定されること、益熊・王熊は元応元年には未だ幼名であり、10才前後と思われること、等については前に記した。また、経高は元応元年に二人の息子が幼名であったから、この時70～80才の高齢とも思えない。とすれば、経高は経光にとってかなり年とってからの子であったことは間違いないであろう。ということになれば、もし経茂が弟であるなら、二人の年令はさほど離れていなかったということにならざるをえない。

このことが認められるなら、経茂を弟とすることは次の点で不自然な面が生ずる。それは、それほど年の離れていない兄が大朝本庄の大部分を相続しているのに、弟がわずかに鳴瀧村しか譲られなかったということが、当時（文永頃）の分割相続制の中でありえたのかという点である。また経茂が（成人した後）それを肯んずることがありえたのであろうかということである。

上の2つの疑問は、それぞれ単独でなら全くありえないことではなく、経茂が経高弟であることを否定するには至らないかもしれない。しかし、2つを並べてみると疑問は打消し難いもののように思える。かりに経茂を経高息と考えれば、第一の点はスムーズに理解できるし、第二の点もよほど説明がつけやすい⁽⁴⁶⁾ただ残念ながら決め手に欠けるので、一応系図に従っておくが、経茂が経高の子である可能性も強いことを指摘しておきたい⁽⁴⁷⁾

系図で経高の弟とされる経信・経時については問題はないのであろうか。結論をいえば、これも信憑性に乏しいと言わざるをえない。決定的な証拠・理由があるわけではないが、2人とも建武年間に各地を転戦しており、⁽⁴⁸⁾年代的に経光息としてやや無理があると思う⁽⁴⁹⁾そうした場合、2人の系譜はどうなるのかが次の問題となるが、これについては不明であると言えぬ。

4

ここでは吉川経国について考えることにしたい。彼は系図にはみえないが、経高の子（末子）である可能性が大きいのである。

康永2（1343）年正月26日「吉川経国譲状⁽⁵⁰⁾」は、「つねくにかちうたいさうてんのしりやう^(重代相伝)」である「あきのくに^(大朝)におハさのしやう大つかのむら」を「つねくにかなんし^(男子)にても、によしに^(女子)にても候へいてき候ハ、かのところをいちゑんに^(一門)」子々孫々まで譲り渡すと記している。経国の妻の懐妊に際して、その末生の子に先祖相伝の大塚村を譲る約束をしたものである。

しかし、大塚村には当時別の地頭が存在していた。康永2（1343）年3月27日「吉川龍熊丸請文⁽⁵¹⁾」では、「当知行之地大朝庄大塚村者、去承久兵乱之時、曾祖父吉川弥二郎経光法師、依軍忠令拝領」と、龍熊丸が当知行と由緒の正当性を主張している。大塚村は前述のように経高から経長へ譲られた所領のうちの一ヶ所である。経長以降は、元徳3（1331）年に子の「たつくま」に譲られ⁽⁵²⁾以後彼が知行していたことは明らかである⁽⁵³⁾

それでは、経国が「ちうたいさうてんのしりやう」と言ったのは全くの虚偽だったのであろうか。この点を考える手懸りは元徳3年9月20日「吉川経長置文⁽⁵⁴⁾」にある。まず、その全文を掲げることしよう。

たつくまいてき候はぬさきに、はわにて候人、あるいハきやうたひやうしのゆゑに、ゆつり状をかきてあつけまいらせて候を、みなみなひきやう者として、申候へとも給はらす候、もし百に一もはわにて候人、このゆつりともひきやうとをかし申候ハす候とも、大つか、めかはらをハ、たつくまにゆつりたひ候ぬるうへハ、こ日をしやうしてさういなくちきやうすへく候也、ねう

はうにゆつりまいらせて候よりほかハ、つねなちきやうのふん、すこしもいらんわつらひなく、ちきやうすへく候也、よんてのちのために状くたんのことし。

けんとか三ねん九月廿日 藤原経長（花押）

前半部分は文意難解で、適確に意味をとることが困難であるが、一応次のように解したい。「龍熊出で来候はぬ前に」経長は兄弟養子をとって譲状を書き、（弟＝養子が幼かったので）「母にて候人」に預置いていた。その後、実子龍熊誕生による所領の再譲与を彼女は「皆々比興者として」承認せず、経長が先に預けた譲状の引渡しを求めても応じなかった。万一、母がこの譲状（元徳3年の経長置文）を比興と犯し申されることがあったとしても、大塚・妻鹿原を龍熊に譲与した上は、この譲状を後日の証として、相違なく知行すべきである、と。

少なくとも、龍熊出生以前に経長が弟を養子として、一旦自らの所領を譲与していたこと、その後、龍熊が生まれたため、養子への譲与を取消して龍熊に譲ることにしたこと、それに対して母が異議を唱えていた、もしくは唱える可能性があったこと、についてはほぼ認められるのではなからうか。とすれが、経長には弟があったということになり、それは経高の子息であったとするのが自然であろう（母が再婚して儲けた子という可能性もあるが）。

前にみた経国の大塚村領有主張が、この兄弟養子解消をめぐる相論に根源があるとみるのはさして無理ではない。たぶん、経長らの母は所領譲り直しに際して経国を憐れみ、大塚・妻鹿原のうち大塚村だけは経国に与えるよう画策したのであろう。経国はそれに基づいて、現実には経長側が当知行していたにもかかわらず、大塚村の領有を主張していたとみることができるよう思われる。

ただこのように考えることには、経高の年令からみて王熊らの弟の存在を想定することがやや困難な感がないわけではないこと、経長の出生年からみて兄弟養子をとるのが早すぎるようにも思われること、経国を経高息とすると経高から彼への譲与が何もなかったことは不自然であること、などの難点もある。しかし、一応経長置文の解釈をもとに、経高に経国という子息があったと考えることにしたい。なお、経国の主張は龍熊（実経）——虎熊丸父子の当知行の前に実ることはなかったようである⁽⁵⁵⁾。

三 経盛・経茂系の所領相続

1

本章では播磨国福井庄の吉川氏と、石見の経茂系の吉川氏について考えることにしたい。本項ではまず前者をとりあげる。これについては既に諸先学によって明らかにされている点が多いが、気付かれていないところもあり、また意見の一致をみてない点もあるので、諸説の整理をかねて考察を加えることにしたい。

福井庄は朝経が正治2（1200）年に梶原景時跡を拝領したものであった。ところが、その朝経が補任された地頭職の範囲については、東西両保からなる福井庄の全体であったとする今井氏の論⁽⁵⁶⁾と、同庄内東保のみであったと考える水野氏の論⁽⁵⁷⁾が併存している。両説の分岐点は、貞永元（1232）年9月24日「関東下知状⁽⁵⁸⁾」にみえる西保地頭藤原氏を吉川氏と考えるか否かにある⁽⁵⁹⁾。水野氏はこれを「吉川氏一族の何びとでもなかったようである」とされるが、その論拠は示されていない。今井氏は「梶原景時の跡を受け継いだとすれば、福井庄全域と考える方が妥当であろう」とし、地頭藤原氏を吉川氏の子孫であるとされる。

今井氏が判断の根拠とされた点は、一部分を受け継いだだけでも、おそらく「景時跡」と称されたであろうことを思えば、やや決め手に欠けると言わなければならないが、結論的には妥当であると考えられる。

それは、一つには貞和元(1345)年11月19日「赤松円心請文」⁽⁶⁰⁾に「福井庄闕所事、西保内左方八(大仏)十者、修理大夫維貞跡也、先朝御代建武元年、吉河左衛門尉経清、以本領之号申賜」とみえることによる。西保内左方を吉川氏が本領と号していること、それが認められて給与されたことは、この部分が大仏氏に渡る以前に吉川氏の知行地であった可能性が強いことを示している。⁽⁶¹⁾左方は西保の一部にすぎないが、⁽⁶²⁾景時跡を当初から細切れにして給与したとも考え難い。⁽⁶³⁾西保全体が吉川氏に与えられていたとみる方が自然であろう。

第二に、東保地頭に関して、「当保地頭職者、追吉河左衛門経光法師之例」とか、「当保者、追堀原平三景時之跡、任吉河左衛門経光法師之例、致本司之所務」と言われている⁽⁶⁴⁾事実が注目される。ここでは朝経ではなく経光が吉川氏地頭の初代と意識されている。しかし、正治2(1200)年に拝領したのが経光でないことはほぼ確実なのである⁽⁶⁵⁾から、上の事実は、東保地頭の初代が経光であったと解するほかはない。つまり、東西両保のそれぞれの地頭職が成立したのが経光の時というように考えるべきなのである。そうなると、経光以前の朝経は福井庄全体の地頭であったとしなければ、辻褄があわなくなる。

以上の2点から、福井庄地頭職は正治2年に朝経が拝領し、その後——おそらく嘉禄(1225～6)頃⁽⁶⁶⁾——東西に分割して譲与され、東保は経光が、西保は吉川氏の別の子(藤原氏)が相続したと考えることができよう。

さて、西保のその後については、少なくともその一部が北条(大仏)氏の手に渡り、それが南北朝初期に吉川経清に帰したことが知られるにすぎない。東保についても、経光以降は不明な部分が多いが、多少知りうるところもある。

文保元(1317)年5月25日「吉川慈真讓状」⁽⁶⁷⁾によれば、慈真から子⁽⁶⁸⁾の五郎経景へ東保上村⁽⁶⁹⁾地頭職が譲られている。そして経景からは、暦応4(1341)年に師平子息で、甥にあたる吉川き次郎(経朝)を養子として、そのまま譲渡された。⁽⁷⁰⁾さらに観応元(1350)年に再び経景から孫吉河若法師丸に上村地頭職が譲与されている。⁽⁷¹⁾これは、経朝が貞和4(1348)年⁽⁷²⁾を最後に史料上から姿を消すことを考えれば、彼が死没したための再譲与と解することができる。なお若法師丸は経朝の子として間違いなからう。

さて、慈真～若法師丸の伝領は明らかになるが(若法師丸以後は不明)、慈真と経光との関係は如何であろうか。文書上これを示すものはないが、系図では経光——経盛——経家——経景——経朝となっている。これに従えば慈真は経家ということになる。従来の研究でもそのように扱われており、特に異を唱えるべき材料もないので、慈真は経家としておきたい。

ところが、経盛については、その存在を認めるもの⁽⁷³⁾と否定する(経家を経光息とする)もの⁽⁷⁴⁾に、論が分れている。系図以外には拠るべきものがなく、その系図にも信憑性に欠ける面があるとなれば、いずれが正しいとも決し難いが、世代の移り方からすると、経光と経家の間にもう一代置く方が無理がないようである。前章で述べたように、経光は文永4～5(1267～8)年の間に死没しているが、その時すでに老齢に達していた。もし経家が経光の子息であるならば、文保元(1317)年にはかなり高齢であったはずで、その頃まで上村を譲与せずにはいたとは考え難い。勿論、経高と益熊らのような例もあり、ありえないことではないが、普通ではない。このことと、信頼性に乏しいとはいえ、系図に経盛が記されていて、それを積極的に否定する材料もないことを勘案すれば、

一応系図に従っておくのが無難である。

以上、福井庄は朝経が拝領し、その子経光と女子にそれぞれ東保・西保が分割譲与され、東保の方は、少なくともそのうちの上村は経盛——経家（慈真）——経景——経朝——若法師丸と相伝されていった、というのが本項での結論である。

2

ここでは経茂をめぐる諸問題について考えてみたい。彼の妻良海は石見国三隅庄に本拠を置く三隅氏の出である。三隅氏は同国の豪族益田氏の庶家で、兼信を祖とする⁽⁷⁵⁾兼信の次子兼祐は永安別符と益田庄内の小弥富・寸津・美磨博・庄久保を譲与され、永安氏の祖となった。⁽⁷⁶⁾兼祐には兼栄という男子があったが、彼は「もとよりふきやうのものにてあるうへ、これほとこのい^(異国縁起)こくほうきの事ニ、せいしたりなから、ついにおやのともせぬうへハ、をやこのきあるましく候」とされ、所領は兼祐妻良円に譲られた。そしてその一期の後は孫（兼栄娘）の孫夜叉に譲られることになっていた。弘安5（1282）年9月5日のことである⁽⁷⁷⁾この孫夜叉が経茂妻となり、後に出家して良海と名乗るのである。

孫夜叉には後に弟が生まれる。そのため、一旦永仁6（1298）年4月24日に良海から孫夜叉宛に讓状が書き与えられていながら⁽⁷⁸⁾延慶3（1310）年11月3日にそれが書き改められた⁽⁷⁹⁾「いや二郎（世嗣）うまれたるあいた、むそくになすへきならねハ、あまかはからいとして、なかやすの（無足）ほんかう（世）こいやとミをハ、ゆつりわたす」というのである。この弥二郎とは孫夜叉弟兼員である⁽⁸⁰⁾二人の間には後に相論が起こるが、正中2（1325）年8月27日に和与が成立し⁽⁸¹⁾永安別符以下をそれぞれ折半することで治まりがついた。

ところで、孫夜叉が弘安5年以前の生まれであることを思えば、延慶3年までに経茂との婚姻が成立していたことは確実である。また弟兼員の出生年は明らかでないが、少なくとも延慶3年に讓状が書き改められるまでは、永安家の唯一の正当な継承者は孫夜叉であったといえる。とすれば経茂は一体どういう形で彼女を娶ったのであろうか。

経茂の嫡子経兼が、貞和7（1351）年に三隅信性から「庶子吉川次郎三郎経兼」と言われていること⁽⁸²⁾経茂の所領としては鳴瀧村しか認められないこと⁽⁸³⁾等を考えあわせれば、経茂は婿養子として永安家に入ったのではないかと推測される。この系統がその後吉川を姓とするのは、一つには兼員が生まれて永安の名跡を継承することになったためではないだろうか⁽⁸⁴⁾

経茂・良海の所領は建武元（1334）年2月10日、長子経貞に譲られる⁽⁸⁵⁾が、のち貞和5（1349）年に至って悔返され、次子経兼に譲与し直された⁽⁸⁶⁾さらに経兼の子経見は、後に経高系の諸家の所領を併せ領するようになる⁽⁸⁷⁾

四 むすびに

これまで吉川氏の諸家の動向を、所領譲与を中心として考えてきた。ここで簡単にふりかえってみることにしたい。経光は福井庄東保・大朝本庄を得、それが子息達に分割して譲与された。経高は、少なくとも大朝本庄の大部分と福井庄上村の一部⁽⁸⁸⁾を相続し、経盛（経光息）には、福井庄東保内に上村を含む所領と大朝本庄内の一部⁽⁸⁹⁾が譲られた。

経高からは、子息の経頼に大朝本庄の主要部分、経盛には田原・竹原両村と枝村内の田島、経長

には大塚・妻鹿原と枝村の田畠、および福井庄上村内屋敷・給田、さらに系図上弟とされる経茂には鳴瀧村が譲渡された。経高にはこのほかに経国という子息があったが、彼への譲与は史料上認められない。

経茂は石見の永安家へ婿入りするが、後に吉川姓に戻り、石見吉川家を立てる。また播磨の経盛から子孫への譲与の全貌を窺い知ることはできないが、ただそのうちの上村については慈真(経家)——経景——経朝——若法師丸と伝領されたことが明らかになる。

なお、本領の吉川村はこれらの系統の譲状にはみえない⁽⁹⁰⁾から、他の系統に伝領されたことは明らかであるが、それがどのような人々であったか等については全く知りえない。

以上のことに関する考証を記したことで、本稿の役目は終わったといえるが、一つ論じ残したことがあるので、ここでふれておきたい。それは経高と播磨の経盛の関係についてである。諸系図はともに経高を兄としている。この点を疑ったものはこれまで見当たらないが、既述のところから明らかかなように、吉川氏の諸系図は少なくとも鎌倉期の人々に関しては、無条件に信用すべきではない。この問題についても次のような事実がある。岩国徴古館所蔵「吉川家御系図」の経高・経盛への註記には、各々「延文三年^戊九月廿六日卒、行年八十七歳」、「元亨二年十月四日卒、行年六十四歳」としている。これから逆算すれば、出生年は文永8(1271)年頃と正元元(1259)年頃と計算できる⁽⁹¹⁾つまり註記の方では経盛が兄とされているのである。

このように信憑性に欠ける点が多々ある系図を除外して、吉川氏全体の流れの中でみるならば、交通が発達した瀬戸内海沿岸部にあつて、京都に近く、しかも面積も広い⁽⁹²⁾福井庄東保——勿論、そのすべてとは限らないが——を得た経盛が兄、交通不便な山間部に位置する大朝本庄を譲られた経高が弟とするのが順当ではなからうか。系図の記載も、それが伝えられた家を嫡流のように記すことは度々見られることであるから、経盛・経高の関係を逆に記していたとしても、さして異とするにはあたらぬ。

以上のように考えることによって、これまでやや無理があつた経高の大朝本庄移住の説明も、容易にできるようになると思われる。従来は、経高を兄としていたため、「京都に近接して、而かも交通往来の利便多く、且豊沃にして広濶なる播磨福井荘の地を避けたのは、中央の刺戟影響を受けない安芸最北の山嶽四周せる僻遠の地域の方が、自家の防衛保全上に極めて好適であると同時に、可愛川の流域に位する盆地を開拓することによって、自給自足の生活を保持し、其勢力を扶植して、将来の発展を策することが可能であるとの遠慮深謀に基づいたもの」と説明されてきた⁽⁹³⁾しかし、これにはかなり無理があり、また他に福井庄ではなく大朝を選んだ、納得のいく理由は見出し難かつた。

それに対して経高を弟と考えれば、兄に福井庄内、弟に大朝本庄が譲られているわけで、妥当な譲与といえるし、移住についても、経高は主として大朝本庄内に所領を有していたからと説明して無理がない。

なお、既述した、鎌倉末に分出した諸家が、南北朝内乱の中でどのような経緯を経て、経見の下に一本化されるに至るのか、という問題を中心として残された問題は多いが、今後の課題としたい。

註

(1) 『大日本古文書 吉川家文書(一、二、別集)』(以下『吉川』と略称)は大正末～昭和初めに刊行されている。

- (2) 1944年9月, 富山房刊。
- (3) 「北大史学」13号(1971年8月)。
- (4) 「歴史学研究」376・377号(1971年9・10月)。
- (5) 「神戸商大 人文論集」9巻1・2号(1973年10月)。
- (6) 1975年3月, 兵庫県発行。
- (7) 柴田実先生古稀記念会編『日本文化史論叢』(1976年1月)。
- (8) 「論集〈大手前女子大〉」10号(1976年11月)。
- (9) 1978年3月, 大朝町教育委員会発行。
- (10) 筆者が直接調査したものは, 岩国徴古館所蔵の「吉川家御系図」ほか4種類と, 広島県立図書館所蔵, 名田文庫中の「藤原姓吉川系譜(完)」「吉川御系図」である。これらはいずれも近世～明治の作成になるもので, 内容的にもほとんど同一であった。なお, 吉川系図の悉皆調査を経たわけではないので, その点で, 本文のように言うことには一定の留保がつくことを断っておきたい。
- (11) 瀬川氏前掲書, 24頁。
- (12) 瀬川氏前掲書, 26頁。なお, 瀬川氏が論拠とされているのは主として家譜類である。しかし, 応長2(1312)年3月日「福井庄東保宿院村地頭代澄心重陳状」(『姫路市史 史料編1』所収「神護寺文書」24号)に「梶原平三景時之跡」といわれていることと, 『吾妻鏡』正治2年正月20日条をつきあわせると, 家譜の記事も妥当なものかと判断できる。
- (13) 瀬川氏前掲書, 26頁。なお, 瀬川氏はあげておられないが, 康永2(1343)年3月27日「吉川龍熊丸請文」(『吉川』1041号)に「大朝庄大塚村者, 去承久兵乱之時, 曾祖父吉川弥二郎經光法師, 依軍忠令拜領」とある。
- (14) 「淡路国大田文」(『鎌倉遺文』3088号)に, 来馬庄の地頭に木河(吉川)二郎という名前がみえるが, これが誰れにあたるのか不明である。
- (15) 文永5(1268)年7月18日「関東下知状案」(『吉川』212号)にみえる手子熊丸を, 編者は経高としているが確証はない。また, 正和2(1313)年4月20日「関東御教書」(『吉川』3号)は, 編者によって「疑ヲ挟ムベキモノナキニアラザレドモ, 今姑ク之ヲ収ム」と註記される偽文書である。
- (16) 『吉川』1036号。
- (17) 王熊が経長であることは, この讓状で王熊に讓られた所領が, 元徳3(1331)年9月20日「吉川経長置文」(『吉川』1040号)で経長から子の龍熊に讓渡されていることから明らかである。
- (18) 『吉川』213号。
- (19) 益熊が経盛であることは, 次の(c)の讓状で讓られたものが, 貞和6(1350)年11月日「吉川経盛申状」で五郎次郎経盛重代伝当知行とされていることから知られる。なお, 2つの年代がやや離れているけれども, 五郎次郎は建武4(1337)年から史料上に現われるし(『吉川』19号など), さして無理はない。ところで, この経盛を経高弟の経盛と同一人物とする論もあるが(瀬川氏前掲書, 28頁), 両者が別人であることは明らかである(水野氏前掲論文, 839頁)。
- (20) 『吉川』214号。
- (21) 『吉川』1037号。
- (22) 『吉川』215号。
- (23) 『吉川』1006号。
- (24) 瀬川氏前掲書, 26・28頁。『大朝町史(上巻)』138・153頁。小林氏前掲論文, 26頁。
- (25) (e)の置文で「ますくまとのふん, たわら, たかわら」と言われていること, 註(19)で触れた貞和6年の経盛申状と(c)が一致すること, などから明らかである。
- (26) 『吉川』中には偽文書と思われるものが多数遺されている(1・2・3・32・213・218・225号など)。それらは, たとえば218号の文和元(1352)年11月4日「足利義詮御教書」が経秋の大朝本庄并材木山等地頭職を安堵したものであることに示されるように, いずれも経盛(経高子息)の子孫が大朝本庄全体の領有を主張する意図の下に作成したものであることは明白である。
- (27) 鳴瀧村の全体なのか, あるいはその一部だけだったのかという点については, 正平19(1364)年4月16日「足利直冬御教書」が関連史料としてあげられるだけである。これには経茂嫡子経兼の知行地として「鳴瀧

村一方号西方，同東方内田地一町号岡垣内」がみえる。ただ、これが経茂知行地をそのまま相続したものなのか、分割相続の結果なのかは不明であり、上の問題の解答を引出すことはできない。一応、ここでは鳴瀧村の全体であったとして話を進めたい。

- (28) 『吉川』3号。
- (29) 註(26)参照。
- (30) 『吉川』1101号。
- (31) 康永4(1345)年6月20日「高師直施行状案」(『吉川』1025号)に「堺田竹原田原田畠頭職」とみえる。この境田も村名である可能性があるが、「大貫村内さかへのた」(『吉川』1101号——註(30)所引史料——)という記事もあるので、除外して考えることにした。
- (32) この点は『大朝町史(上巻)』140頁に指摘がある。
- (33) 大貫村の存在とその範囲から考えても、竹原村の境は図2のように判断できる。
- (34) 諸系図は経頼を弟とするが、元応2年段階で王熊らが幼名であったのに対して、経頼は実名であったこと——(e)——だけからでも、経頼の年長なることは明らかである。
- (35) 田原・竹原などが(e)の置文で経頼から益熊らへ譲られる形になっていないのは、既に経高によって益熊らに譲状が書与えられていたからと解される。それに対して、(e)で経頼から後家に譲り渡された名田については次のように考えられる。益熊の出生後、経高が彼に譲与し直す意志をもちながらも、それを譲状という形にする以前に死去したため、それ以前に経頼に宛てて書かれていた譲状が効力を発し、経頼のものとなってしまった(譲状の効力発生については佐藤進一氏『古文書学入門』259頁参照)。しかし、遺言として譲渡を指示されていたので、経頼はそれに従って置文を認めた、と。なお、(e)で王熊に名田が譲られていないのは、(d)で(c)にみられない「枝村内」が譲与されていることと対応しているものと思われる。
- (36) 龍熊丸は王熊(経長)の子である——註(17)——から、経高孫になるわけであるが、その龍熊が「曾祖父吉川弥二郎経光法師」と言っている——註(13)参照——。
- (37) 註(13)参照。なお、『吾妻鏡』承久3年6月18日条にみえる吉川左衛門次郎は経光と思われる。
- (38) 文永5年7月18日「関東下知状案」(『吉川』212号)に「亡父恒光法師法名慈願去年二月十七日譲状」とある。
- (39) 註(37)参照。
- (40) 水野氏は70余才とされている(前掲論文, 840頁)。
- (41) 註(38)所引史料に、経光の子として手子熊丸がみえる。彼が経高である可能性もないわけではないが、それにしても、幼名であっても彼が経光の死去直前の出生であるとは限らないから、本文のように言うことが許されると思う。
- (42) 註(33)参照。
- (43) 田原などについては、後に経頼との間で相論が発生した形跡はなく、益熊らが知行していた(『吉川』217, 1040号など)。
- (44) ただ師平は大朝本庄内に知行地をもっていた(『吉川』8号)。これは系図で経高弟とされる経盛から相伝したものと思われる(系図および三, 1参照)。また、経信も堺田田原田畠頭であったことが知られる(『吉川』1025号)。なお、彼は系図上経光息とされるが、これはおそらく誤りである(二, 3参照)。従って、この所領がどう伝領されてきたものかは明らかでない。ともかく、少なくともこれらの所領は除外される。
- (45) 経頼は建武2(1335)年9月27日(『吉川』4号)以後、史料上から姿を消し、その子孫の動向も不明である。
- (46) 経茂を経高息とすれば、経茂が永安家へ婿養子として入ること(この点は三, 2で述べる)が決まっていたため、経頼に比べてわずかの所領しか譲られなかったとすることができるのではなかろうか。
- (47) 小林氏は前掲論文中で、経茂を経高の子か兄弟とされている(29頁)。
- (48) たとえば、『吉川』1032~1034号など。
- (49) 水野氏も前掲論文840頁で、経時に関して「経光の子とするには、年代が合わない」と述べられている。
- (50) 『吉川』1075号。
- (51) 『吉川』1041号。
- (52) 『吉川』1040号。
- (53) 『吉川』1043, 1041, 1054号など。なお龍熊が後の実経であることは、正平18(1363)年4月22日「吉川

実経讓状」(『吉川』1054号)に「をやにて候つねなかにゆつられて候まゝに」枝村内・大塚・妻鹿原を子の虎熊丸に譲与する、とあることから明らかである。

- (54) 註(52)に同じ。
- (55) 註(53)参照。
- (56) 前掲論文, 82~83頁。
- (57) 前掲論文, 838頁。
- (58) 『鎌倉遺文』4379号。あるいは『姫路市史 史料編1』所収「神護寺文書」15号。
- (59) この時、東保地頭は経光であった(前註史料)。
- (60) 『吉川』997号。
- (61) 笠松宏至氏「中世關所地給与に関する一考察」(同氏著『日本中世史論』所収)213頁。
- (62) 貞応3(1224)年11月日「福井庄西保田数注進状案」(『鎌倉遺文』3320号)によれば、西保の総田数は200町余りであった。従って、「八十石」と表現される左方はその一部であったと考えてよい。
- (63) 貞和元年11月19日「赤松円心請文」(『吉川』997号)に「東保内宿院村得分三十五石」が矢部六郎左衛門尉跡、「同(東)保内木屋村得分三十余石」は入江孫五郎入道跡とされている。これは、東保が細分化されて吉川氏以外にも給与されていたことを示すもの、とみえなくもない。そして、それは西保も同様であったことを示唆しているようにも思える。しかし、これとても後の分割による可能性が強く存しているし、「東保地頭経光法師」「西保……地頭藤原氏」と記す史料——註(58)——もあるから、一応本文のように考えて大過ないものと思う。
- (64) 応長2(1312)年3月日「福井庄東保宿院村地頭代澄心重陳状」(『姫路市史 史料編1』所収「神護寺文書」24号)。
- (65) 福井庄が梶原景時跡で、正治2年の拝領であることは註(12)で触れた。そして、決め手はないが、年令からみて経光でなく朝経(経兼)が得たとするのが自然であろう。また、この点に関しては、経兼を福井庄地頭に補任した正治2年正月25日「鎌倉將軍下文案」(『吉川』1号)——これは後の作成になるもので、偽文書である2・3号と同一料紙に同一筆跡で記されている——を生かしうと思う。なぜならば、経光拝領を偽って経兼拝領としなければならぬ理由は見当らず、従って、後の作成にかかるものとはいえ、それは事実を伝えたものである可能性が強いからである。
- (66) 元仁2(1225)年正月1日「鎌倉將軍家下文案」(『吉川』2号)は前註でも述べたように偽文書であり、内容的にも信用するに足りない(下文は経光を福井庄地頭に補任しているが、実際には彼は東保地頭であったことは既述した)。しかし、この頃経光が地頭に補任されたという事に関しては、何程かの真実を伝えてみるとみることができないだろうか。また、貞永元(1232)年9月24日「関東下知状」——註(58)——に、西保に関して「地頭補任以後、庄官等、不従領家之所務、経七箇年」とある。これによれば、嘉禄頃に地頭に補任されていることになるが、それは地頭設置の始めをさすのではなく、藤原氏(東保は経光)の地頭補任をさしていると解される(東郷氏前掲論文108頁)。
- (67) 『吉川』989号。
- (68) 経景が慈真の子であることは、この讓状文言からも窺えるが、より直接的には経景宛の暦応4年10月23日「足利直義下文」(『吉川』994号)に「亡父慈真」とみえる。
- (69) 東保内の村としては、ほかに宿院村・木屋村——註(63)——、水度呂村——註(64)——が知られる。
- (70) 『吉川』996号。「き次郎」が師平息経朝であることは、『吉川』999号などに明らかである。
- (71) 『吉川』1085号。
- (72) 『吉川』998号。
- (73) 水野氏前掲論文839頁。
- (74) 今井氏前掲論文, 84頁。
- (75) 「藤原氏系図」(『系図纂要』第5冊)、「御神木系図」(『統群書類従』巻183)など。
- (76) 仁治3(1242)年12月26日「三隅兼信讓状」(『吉川』1120号)。
- (77) 次年(弘安兼5)9月5日「永安祐置文」(『吉川』1124号)。
- (78) 『吉川』1125号。
- (79) 『吉川』1133号。

- (80) 正中2(1325)年8月27日「三隅兼員代明仁尼良海代道正連署和与状」(『吉川』1129号)に「舎弟弥二郎兼員」とある。
- (81) 前註史料
- (82) 同年6月19日「三隅信性請文」(『吉川』1007号)。なお、信性は『島根県史(第5巻)』616頁所引「三隅系図」によれば、兼信曾孫兼連の法名である。
- (83) 二、1。及び註(77)参照。
- (84) 経茂は史料上には現われず(系図にのみ見える)、またその子息も史料上に姿を現わすのは元徳3(1331)年(『吉川』1057号)以降のことであるから、この推論を史料上で確認することはできない。
- (85) 『吉川』1001号。
- (86) 『吉川』1005号。
- (87) 最終的には応永22(1415)年12月24日「足利義持御判御教書」(『吉川』251号)。
- (88) 前出(a)——註(16)——。
- (89) 吉川三郎師平は「大朝本庄一分地頭」といわれている(『吉川』8号)。そして、経景の「おい吉河き次郎(経朝)」(『吉川』996号)は「師平子息吉二郎経朝」(『吉川』8号)であったから、経景・師平は兄弟であることは間違いない。従って、師平の大朝本庄内の所領は父慈真(経家)から譲られたものと解され、それはさらに経盛から伝領されたものであると推定されるのである。
- (90) 元仁2(1225)年正月1日「鎌倉将軍家下文案」(『吉川』2号)には本河地頭に経光を補任するとみえるが、これが後の作成にかかる文書で、内容的にも信用に足りないことは註(60)で述べた。このほかの史料には、吉川村は現われない。
- (91) 経高の没年は実際は元応元(1319)～2年のことであり(『吉川』1037号、215号など)、経盛の没年についても信憑性に乏しい。
- (92) 西保の田数は200町余であったが——註(62)——、東保も同程度と推測される(今井氏前掲論文、78～79頁)。これは庄園としては相当広大なものといえる。
- (93) 瀬川氏前掲書、27頁。なお、『大朝町史』にもほぼ同様の記述がみられる(152～153頁)。また水野氏は「西国の最も広大な所領であった安芸国大朝本庄へ下つ」たとされるが(前掲論文、840頁)、広大であったことについての論証はない。

(昭和58年4月30日受理)